

函館大谷短期大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、仏教主義を基盤として、教育基本法及び学校教育法並びに児童福祉法の趣旨によって、一般教養を高めるとともに専門の知識と技能を授け、将来の国家並びに世界の平和と幸福の増進に協力、寄与できる人間を育成し、併せて地域社会の向上に資することを目的とする。

2 ビジネス情報学科は、前項の目的を踏まえ、社会のニーズに的確に対応できる知識と技能を身につけ、地域社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

3 こども学科は、第1項の目的を踏まえ、保育者として必要な基礎知識、技能を学ぶと同時に、職業人としての人格向上を目指し、人間性豊かな保育者・支援者の育成を目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は教育水準の維持向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況についての自己点検及び評価を行う。

2 自己点検及び評価については、別に定める自己点検及び評価に関する規程による。

第2章 学科・学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	総定員
ビジネス情報学科	40人	80人
こども学科	50人	100人

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

3 第1項の規定に関わらず、修業年限を超える一定期間にわたり授業科目を履修する長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第6条 学年を前期、後期の2学期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

但し、学長によって変更することができる。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 毎月第2、第4土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 本学の開学記念日 6月10日
- (5) 春期休業日 3月1日から3月31日まで
- (6) 夏期休業日 7月20日から8月20日まで
- (7) 冬期休業日 12月20日から1月20日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学・退学・転学・休学及び除籍等

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
 - ア 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
 - イ 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ウ 文部科学大臣の指定した者
 - エ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - オ 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者（但し、ビジネス情報学科に限る。）

(入学志願者)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学・転学)

第13条 本学に再入学又は他の短期大学から転学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限って、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項で入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては第27条から29条に基づいて決定し、在学すべき年数については、学長が決定する。

(転科)

第14条 在学中に他の学科への転科を希望する者には、学長が許可することがある。

2 転科を許可された者の履修方法は別に定める。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、必要な手続きを経て後、学長が許可をする。

(休学)

第16条 疫病その他やむを得ない事情により2カ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疫病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 特別の理由がなく、授業料の滞納が著しい者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第17条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に2年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は第4条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第18条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第19条 次の各号の1に該当する者は、学長が除籍する。

1 第4条第2項に定める在学年限を超えた者

2 第17条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

3 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

4 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第20条 前条第3項により除籍された者が復籍を願い出た場合には、学長が許可することがある。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第21条 授業科目の種類、単位等は、ビジネス情報学科が別表第1、こども学科は別表第2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第22条 各授業の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲での授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第23条 履修した授業科目において授業時間数の3分の2以上に出席し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(履修科目の登録の上限)

第24条 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、次のとおりとする。

(1) ビジネス情報学科 48単位

(2) こども学科 65単位

(学習の評価)

第25条 試験等の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表わし、可以上を合格とする。

(単位互換学生(特別聴講学生))

第26条 本学の学生で、原則として予め本学と事前協議が成立している他の大学、短期大学又は高等専門学校の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学との協議に基づき、教授会の議を経て学長が単位互換学生(特別聴講学生)等として履修を許可することができる。

2 単位互換学生(特別聴講学生)等に対しては、他の大学、短期大学又は高等専門学校からの成績通知に基づき、単位を認定する。

3 単位互換学生(特別聴講学生)に関する事項は別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目等の履修等)

第27条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学以外の教育施設における学修)

第28条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合せて30単位を超えないものとする。

(入学前の取得単位の認定)

第29条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第27条第1項および前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第30条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、次の1号及び2号により、ビジネス情報学科は62単位以上、こども学科は66単位以上修得しなければならない。

(1) ビジネス情報学科 教養系授業科目 14単位以上

専門系授業科目 48単位以上

(2) こども学科 教養教育科目 14単位以上

専門教育科目 52単位以上

(資格の取得)

第31条 本学において教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業要件を充足し、かつ教育職員免許法および同法施行規則に定める科目および単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教員免許状の種類は次のとおりとする。

学 科	取得できる教員免許の種類
こども学科	幼稚園教諭二種免許状

3 その他教育職員免許状の取得に関する必要な事項は、別に定める。

4 本学こども学科において保育士の資格を得ようとする者は、第30条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

(課程修了の認定および卒業)

第32条 本学に2年以上在学し、第30条に定める所定の単位を修得した者については、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第33条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第7章 検定料・入学料・授業料その他の費用

(検定料等の金額)

第34条 本学の検定料、入学料等の金額は次のとおりとする。

検 定 料 30,000円

入 学 料 220,000円

授 業 料 930,000円

新入生研修費 20,000円

実 習 費 30,000円 (ビジネス情報学科のみ)

実 習 費 各60,000円 (幼稚園教諭二種免許、保育士資格)

2 前項に関わらず、学則第4条第3項による長期履修学生に関しては別に定める。

(授業料等の納入期)

第35条 授業料等は、次の4期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

第1期 納期 4月中

第2期 納期 6月中

第3期 納期 9月中

第4期 納期 12月中

2 前項に規定する者以外の者が指定された期日までに授業料等を納入しない場合は、期末試験を受けることができない。

(退学及び停学の場合の授業料)

第36条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第37条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(復学の場合の授業料)

第38条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第39条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第40条 納付した検定料、入学料、授業料、新入生研修費及び実習費は、原則として返付しない。

第8章 教職員組織

(職員組織)

第41条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

- 2 学科に学科長を置く。
- 3 副学長、学科長に関する必要事項は別に定める。

第9章 教授会

(教授会)

第42条 本学に教育研究に関する重要な事項を審議するため教授会を置く。

(教授会の構成)

第43条 教授会は学長及び副学長並びに教授をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の職員を加えることができる。

(その他)

第44条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第10章 科目等履修生

(科目等履修生)

第45条 本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

(懲戒)

第47条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、手続きを経て学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 懲戒に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和55年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は昭和56年4月1日から施行し、第26条の規定は昭和56年度の入学者から適用する。

2 昭和56年度において幼児教育科の総定員は、第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学 科		学生総定員
		昭和56年度
幼児教育科	第1部	50人
	第2部	20人

附 則

この学則は昭和57年4月1日から施行し、第26条の規定は昭和57年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は昭和59年4月1日から施行し、第27条の規定は昭和59年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は昭和60年4月1日から施行し、第26条の規定は昭和60年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は昭和61年4月1日から施行し、第26条の規定は昭和61年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和62年12月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成元年4月1日から施行し、第26条及び第45条の規定は平成元年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は平成 2 年 4 月 1 日から施行し、第 2 5 条及び第 4 4 条の規定は平成 2 年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は平成 4 年 4 月 1 日から施行し、第 2 2 条、第 2 3 条、第 2 5 条及び第 4 4 条の規定は平成 4 年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は平成 6 年 4 月 1 日から施行し、第 2 5 条及び第 4 4 条の規定は平成 6 年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は平成 7 年 4 月 1 日から施行し、第 2 5 条及び第 4 4 条の規定は平成 7 年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は平成 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行し、第 2 5 条及び第 4 4 条の規定は平成 8 年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行し、第 2 5 条及び第 4 4 条の規定は平成 9 年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は平成 1 0 年 4 月 1 日から施行し、第 2 5 条及び第 4 4 条の規定は平成 1 0 年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は平成 1 1 年 4 月 1 日から施行し、第 2 5 条及び第 4 4 条の規定は平成 1 1 年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は平成 1 2 年 4 月 1 日から施行し、第 2 5 条及び第 4 4 条の規定は平成 1 2 年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は平成 1 3 年 4 月 1 日から施行し、第 2 5 条及び第 4 4 条の規定は平成 1 3 年度の入学者から適用する。ただし、検定料については、平成 1 3 年度受験者から適用する。

附 則

この学則は平成 1 4 年度から施行する。ただし、平成 1 3 年度以前の入学者については、第 2 2 条及び別表 1、2 は、なお従前の例による。

附 則

この学則は平成 1 5 年 4 月 1 日から施行し、第 2 9 条及び第 4 8 条の規定は平成 1 5 年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 1 5 年度以前の入学者については、第 2 条、第 1 9 条、第 2 6 条及び別表 1、第 4 は、なお従前の例による。

附 則

この学則は平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成18年2月1日から施行する。

附 則

この学則は平成18年4月1日から施行し、第8条の規定は平成18年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成21年4月1日から施行し、第32条及び第52条の規定は平成21年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については、別表2は、なお従前の例による。

附 則

この学則は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は令和4年4月1日から施行し、令和4年度のこども学科の総定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学 科	総定員
こども学科	120人

附 則

この学則は令和6年4月1日から施行する。

別表第1 ビジネス情報学科

科 目	必 修	選 択	備 考
教養系授業科目			教養系授業科目の中から14単位以上と、専門系授業科目、各コース及び資格科目から48単位以上を履修し、卒業に必要な62単位を修得すること
人間学Ⅰ	2		
函館の歴史と文化	2		
ボランティア活動論		2	
情報基礎演習Ⅰ		1	
情報基礎演習Ⅱ		1	
社会心理学		2	
文章・言語表現		2	
英会話A		1	
英会話B		1	
中国語会話A		1	
中国語会話B		1	
韓国語会話A		1	
韓国語会話B		1	
ウィンタースポーツ		1	
人間学Ⅱ		2	
法学入門		2	
社会学概論		2	
社会福祉概論		2	
現代韓国経済・文化論		2	
国際比較文化論		2	
現代地域学論		2	
衣生活論		2	
食生活論		2	
住生活論		2	
専門系授業科目			
キャリアデザインA	1		
キャリアデザインB	1		
地域専門ゼミナールA	1		
地域専門ゼミナールB	1		
インターンシップⅠ	1		
インターンシップⅡ	2		
プロジェクトワーク	2		
コミュニティワーク	2		
フィールドワーク	2		
コミュニケーション学概論		2	
プレゼンテーション概論		2	
経済学入門		2	
マーケティング		2	
プレゼンテーション演習Ⅰ		2	
プレゼンテーション演習Ⅱ		2	
情報機器利用プレゼンテーション演習		2	
秘書学概論		2	
秘書実務		2	

科 目	必 修	選 択	備 考
経営・ビジネスコース			
経営学入門		2	
オフィスマネジメント		2	
ビジネス実務総論		2	
ビジネス実務演習		2	
キッズ・マーケティング		2	
地域ブランド研究		2	
マーケティング戦略		2	
プログラミングコース			
データベース演習Ⅰ		1	
データベース演習Ⅱ		1	
ネットワーク演習		1	
情報科学概論		2	
情報機器概論		2	
プログラミング演習		2	
情報システム概論Ⅰ		2	
情報システム概論Ⅱ		2	
コミュニケーション・心理コース			
ビジネスコミュニケーション概論		2	
人間関係論		2	
ホスピタリティ論		2	
産業心理学		2	
コミュニケーション学特講		2	
ビジネスコミュニケーション特講		2	
資格科目			
情報処理技術者試験対策Ⅰ		2	
情報処理技術者試験対策Ⅱ		2	
情報処理技術者試験対策Ⅲ		1	
販売士検定対策講座Ⅰ		2	
販売士検定対策講座Ⅱ		2	
簿記Ⅰ		1	
簿記Ⅱ		1	
介護職員初任者研修		8	
医療管理論		2	
療秘書実務		2	
医学一般		2	
医療事務Ⅰ		2	
医療事務Ⅱ		2	
カラーコーディネイターⅠ		1	
カラーコーディネイターⅡ		1	

別表第2 こども学科

科 目	必 修	選 択	備 考
教養教育科目			
人間学Ⅰ	2		
人間学Ⅱ		2	
生活と音楽		2	
こころの科学		2	
日本国憲法		2	
政治学		2	
自然科学概論		2	
情報処理演習		2	
日本語表現法		2	
障害者福祉論		2	
現代地域学論		2	
英語		2	
英会話		2	
健康科学論		1	
健康とスポーツ		1	
総合教養演習		1	
専門教育科目			
幼児音楽	2		
保育音楽		1	
音楽表現演習Ⅰ	1		
音楽表現演習Ⅱ		1	
音楽実践		1	
幼児美術	2		
保育造形		1	
幼児体育	2		
保育体育		1	
基礎国語		2	
児童文化Ⅰ	2		
社会福祉		2	
保育の心理学		2	
子ども家庭支援の心理学		2	
子育て支援		1	
子ども家庭福祉	2		
子ども家庭支援論		2	
保育原理	2		
保育原理Ⅱ		2	
社会的養護Ⅰ		2	
社会的養護Ⅱ		1	
保育実習指導Ⅰ		2	
保育実習指導Ⅱ		1	
保育実習指導Ⅲ		1	
保育実習Ⅰ		4	
保育実習Ⅱ		2	
保育実習Ⅲ		2	
子どもの保健	2		

科 目	必 修	選 択	備 考
子どもの食と栄養		2	
子どもの健康と安全	1		
乳児保育Ⅰ		2	
乳児保育Ⅱ		1	
特別支援教育「基礎」		2	
教育カウンセリング		2	
教育原理	2		
保育者・教師論		2	
幼児理解の理論		2	
保育内容総論		2	
教育心理学	1		
教育財政学		1	
教育課程論		2	
保育内容研究Ⅰ（人間関係）	2		
保育内容研究Ⅱ（言葉）	2		
保育内容研究Ⅲ（環境）	2		
保育内容研究Ⅳ（健康）	2		
保育内容研究Ⅴ（表現）	2		
保育内容指導Ⅰ（健康）		2	
保育内容指導Ⅱ（人間関係・言葉・表現）		2	
保育内容指導Ⅲ（環境）		2	
教育方法論		2	
教育実習事前事後指導		1	
教育実習		3	
こども園・幼稚園体験活動		1	
保育・教職実践演習（幼稚園）		2	
卒業研究		1	
ピアノ表現法Ⅰ		1	
ピアノ表現法Ⅱ		1	
こどもの造形と遊び		1	
こどもの音楽と遊び		1	
こどもの健康と遊び		1	
社会福祉法制		2	
ボランティア活動論		2	
福祉住環境コーディネーターⅠ		1	
教育カウンセリング心理学		1	
セラピー概論		2	
保育心理演習		1	
地域福祉論		2	
老人福祉論		2	
視聴覚教育		1	
地域子育て支援論		1	
日本のことば		2	
福祉心理学		2	
臨床心理学		2	
養護原理Ⅱ		2	